3月号（No.12）
（昭和37年3月1日）
全世帯配布

広報よしわら

発行所
吉原市役所
吉原市今泉43の1
電話（代）700番
編集 文書課
印刷
富士ニュース社

市勢

		人口	
東経	138度41分	国勢調査（35.10.1現）	住民登録 37.1月31日現
北緯	35度09分		
東西	14.7粁	総数 80.944人	82.496人
南北	25.5粁	男 40.547人	41 326人
面積	174.8平方粁	女 40.397人	41.170人
		16.239世帯	16.542世帯

いまが火災の多発期
油断が大火のもと
春の火災予防週間も実施中……

今年の乾燥は、十七年ぶりの気象現象だということ、それに火災気象通報、異常乾燥注意報なども発表されて一カ月近くも解除されませんでした。そのうえ、連日のように気節風が吹きまくり、火災の発生する可能性が非常に高く、最も悪い条件となっています。

特に、二月二十一日の気象状況は、最高瞬間風速二一米、午前十時から午後四時ごろまでの平均風速は約十四米ぐらいを記録しました。（消防署常設気象観測器による）

このような気象条件下では、火災が発生すればたちまち大火災を起すおそれが非常に大きいと考えられるため、消防署では、次のことを守っていただくよう市民のみなさんに呼びかけています。

▼山林、原野などで火を使わないこと。
▼許可された以外の煙火（花火の打上げのこと）を使用しないこと。
▼屋外で火遊びやたき火をしないこと。
▼引火性、爆発性の物品、そのほかの可燃物の付近でタバコをすわないこと。
▼残火（タバコの吸殻など）取扱、火粉をていねいに始末すること。
▼屋内で、火を使用するときは窓、出入口などを閉じ行うこと

なお、恒例の春の火災予防週間も三月十三日まで実施されています

防火管理者講習会ひらく

第二回の防火管理者講習会は、去る二月二十二日、二十三日の両日市民会館で開きました。

この講習会は、市内で五十人以上が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の該当者一三四人が出席し、この二日間で防火管理者の責務、火災現象、消防関係法令、消防計画、消防施設、実験と実習を修め、防火管理者としての資格を取得しました。

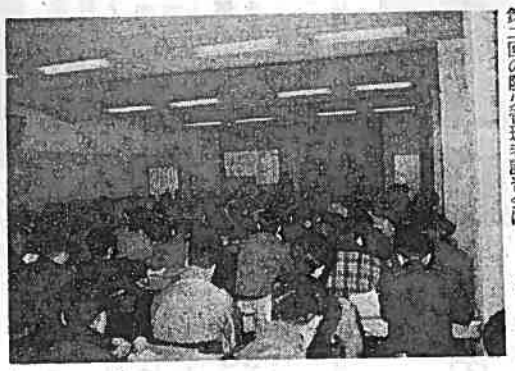

防火管理者講習会場

ことしも小児マヒ予防に
生ワクチン投与
服用は小学校六年生まで

昨年の夏、生ワクチンの一斉投与を行つて以来、小児マヒ患者が急に減つてきましたが、今年も一人も発病しないよう希望者に対して生ワクチンをのんでいただくことになりました。

今年の服用の方法は少し変り、三月に1型ワクチンをのみ、五月頃に2、3型混合ワクチンをのんでいただくようになり、ワクチンものみやすいシロップ状のものだけで、服用年令もひろげて小学校六年生まで投与することになりました。

◇投与を受ける人
生後三カ月（昭和三十六年十二月一日までに生れた乳児）から小学校六年生以下のもの

◇料　金＝無　料

◇投与回数と生ワクチンの区別
型の違つた生ワクチンを二回服用します。
第一回は、一種（1型）シロップ状生ワクチン（三月に実施）
第二回は、二種（23型）混合シロップ状生ワクチン（五月頃に実施）
※一回目を服用した方は、二回目をお忘れなく……
二回目の投与については、この広報紙でお知らせいたします

◇投与の日程と時間
①小学生は学校毎に、一般乳幼児は地区別の会場で同時に行います。日程は次のとおりです。
②投与当日、子供の体の具合が悪くて医師の予診の結果、投与できなかつたものは、**三月三十日と四月三日**に投与いたします。

◇お願い
①投与の当日、「経口生ポリオワクチン投与希望申込書」に必要事項を記入の上、必ず会場へ持参して下さい。
②申込書は、嘱託員を通じて配布いたします。
③投与該当者で、申込書が届かなかつた方は、衛生課へ直接取りにお出かけ下さい。
④投与当日の入浴や食事制限の必要はありません。
⑤投与後変つた様子が出たときは、速やかに医師の診療を受けて下さい。
⑥不明な点があれば衛生課へお問合せ下さい。

◇日　程（カツコ内は時間）
▽十二日＝順津地区＝須津小学校（九時三十分ー十二時）、浮島地区＝東小学校（二時四十分ー三時三十分）
▽十三日＝吉永地区＝吉永第一小学校（九時三十分ー三時）
▽十四日＝原田地区＝原田小学校（九時三十分ー三時）
▽十五日＝元吉原地区＝元吉原小学校（九時三十分ー三時）
▽十六日＝大淵地区＝大淵第一小学校（九時三十分ー二時三十分）、大淵第二小学校（二時四十分ー三時三十分）
▽十七日＝今泉北部地区＝神戸小学校（九時三十分ー十二時）
吉永北部地区＝吉永第二小学校（一時ー三時）
▽十九・二十日＝今泉地区＝今泉小学校（九時三十分ー三時）
▽二十二・二十四日＝吉原地区＝吉原小学校（九時三十分ー三時）
▽二十六・二十七日＝伝法地区＝伝法小学校（九時三十分ー三時）
▽三十日＝一般乳幼児で、十二日ー十七日までの間で投与できなかつたもの＝市立体育館（九時三十分ー三時）
▽四月三日＝一般乳幼児で、十九日ー二十七日までの間で投与できなかつたもの＝吉原保健所（九時三十分ー三時）

いすまよすで児しやけ小まみだをりのブんもはツさま年ロ子ら今シおか

…鵜無ケ淵部落の無形文化財…
舞い子獅うを払う魔（悪）
静岡テレビで公開放送

県郷土芸能保存会、文化財保護委員会が主催して、埋れゆく郷土の無形文化財を年々発表して好評を博していることは、すでにご承知のとおりですが、本年は無形文化財の「鵜無ケ淵の神楽」が、来る二十一日午後一時から、静岡市公会堂で静岡テレビの電波にのつて公開放送されることになりました。

〝鵜無ケ淵の神楽〟……その起源は。未だ詳しいことはわかつていませんが、少くも一三〇年ほど前のものといわれています

即ち、当時「文平」と呼ぶ旅人が当地に流れてきて、農家の手伝いをしていました。

この旅人は、大変舞踊が好きで、村の若ものたちと手伝いのひまをみては神楽のけいこをしていました。そしてその末、各地を巡回して、またこの村へもどつて永住したということです。

以来、鵜無ケ淵の神楽は、ますます栄え、名声を高めるようになり今日にいたつているわけです。

恒例の舞は、七月十八日、十九日の両日の観音祭と十月十七日のお日待ちに今でも行われています

この舞は、「さがりは」「幣の舞」「狂の舞」「剣の舞」などがあり、いずれも豊作を祝い、悪魔除けに舞われるまことにバラエティに富んだ舞です。

和田川の氾濫防止
木綿島鉄橋の改修工事はじまる

昭和二十四年にかけられた市内和用川町二丁目、通称木綿島の鉄橋（岳鉄）は、型が古いうえに、流水の妨げとなるため、この橋脚を取除く工事がはじめられました

現在の橋脚は、T型となつているので、これをアーチ型に改修しようというものですが、和田川は増水した場合、上流から流れ出されたゴミ屑などが橋脚につかえて流水を妨げ、そのうえこのところは蛇行しているので付近の低地の住家はすぐ水びたしとなり悩みのたねとされていました。

こうした和田川沿いの住家を侵水からまもるため、この改修工事の起工式は、去る二月十七日午前十時から工事現場で行われ、完成は三月末日の予定となつています

取除く橋脚（中央の部分）

少しの雨でもこのとおり

所得税の申告と納税は
3月15日までに

昭和三十六年中の事業の利益や給与・配当・地代・家賃などの各種の所得の合計が「基礎控除（九万円）＋配偶者控除＋扶養控除」額よりも多く、それを超える金額に対する税額が「配当控除」額よりも多い人は住所地を所轄する税務署長に確定申告書を提出し、納税しなければなりません。

サラリーマンで、年末調整のすんでいる方でも次のような場合は確定申告をしなければなりません

○申告をしなければならない人

○確定申告をすれば税金のもどる人
確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された税金や予定申告をした税金が納めすぎになつている人は、確定申告をして納めすぎになつている税金の還付を受けて下さい。
特に、次のような人はよく調べて下さい。
▼給与所得者や退職所得のある人で、雑損控除や医療費控除を受けることのできる人
▼給与所得者で昭和三十六年の中途で退職し、その後就職しなかつたため、年末調整を受けなかつた人
▼予定納税をした人で災害などのため、昭和三十六年中の各種の所得の合計額が「九万円＋配偶者控除＋扶養控除」額よりも少ない人

○申告と納税は期限内に
期限は三月十五日です。これに遅れますと利子税など余分な税金を納めなければなりません。また各種の控除も認められなくなりますからご注意下さい。
そのほか、疑問な点がありましたら、税務署（富士宮市）でおたずね下さい。

▼給与以外の所得（地代・家賃・配当・原稿料など）額が五万円以上ある人
▼二カ所以上から給与を受けている人で、おもな給与以外の給与と給与以外の所得の合計が五万円以上ある人
災害を受けたため、税金の徴収猶予や還付を受けた人

今月の「市民教養講座」

教育委員会と教化連盟では、一流の著名な方々を講師に招いて、恒例の市民教養講座を、去る二月二十四日から開設しています。

今月は次の日に開設いたしますから多数お出かけ下さい。

◉三月六日＝上智大学教授小林珍雄先生のお話で「諸国宗教政策」について
◉会　場＝市民会館第一集会室
◉時　間＝午後六時ー八時
◉聴講料＝無料

ミお知らせミ
蚊とハエのいない生活運動
モデル地区指定指導者
…研修会ひらく…

〝蚊〟と〝ハエ〟のいない生活運動を、広く各地域に推進していただくための指導者研修会を開きます。

この研修会はこれからの害虫駆除の知識を深めていただくと共に駆除方法の実習も行うことになつています。

衛生課では、各地区の指導者をはじめ、一般からも多数参加するようお願いしています。

▼開催日時＝三月六日十二時三十分から
▼会　場＝中比奈町公会堂
▼参加範囲＝吉原・富士宮保健所管内
▼研修対象者＝①環境衛生自治推進協会会員地区　②町内会役員（指導者）③そのほか希望者

〝NHK吉原市だより〟は、毎週木曜日午后3時50分から（静岡第一放送）〝無線広報〟のお知らせは毎日午前7時45分と午后4時45分

◉住所はいつもはつきりと！　住所を移動したときは、必ず十四日以内に住民登録をいたしましょう。（市民課又は支所へ）